

# きりん通信No.66



発行: きりん人事労務管理事務所  
 〒333-0844 埼玉県川口市上青木 3-12-63  
 SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905  
 TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394  
 URL : <http://www.sr-kirin.jp/> e-mail : kirin@sr-kirin.jp

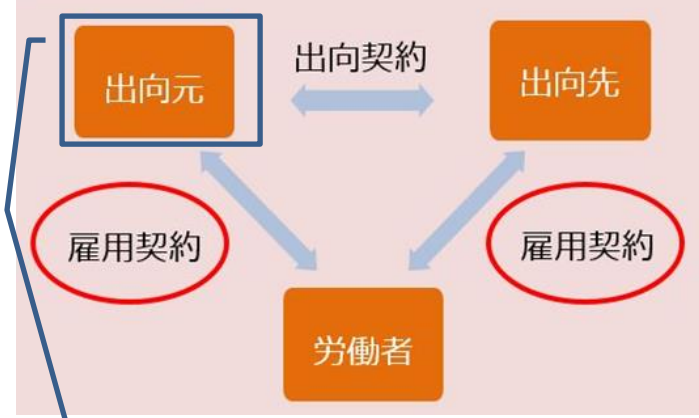


相談しやすい、分かりやすい  
 信頼と安心をお届けします

**重要! 要確認** 緊急事態宣言発出 厚生労働省/経済産業省の支援措置

1. 雇用調整助成金...特例措置の延長 4月末日まで
2. 産業雇用安定助成金施行...出向という雇用調整の促進

**在籍型出向**



出向元 ⇔ 従業員 **雇用契約1** (例 賃金 3割)  
 出向元 ⇔ 出向先 **出向契約** (賃金負担割合等)  
 出向先 ⇔ 従業員 **雇用契約2** (例 賃金 7割)

表1 出向運営経費

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇等を行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇等を行っている場合	4/5	2/3
上限額	12,000円/日	

表2 出向初期経費

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各10万円/1人当たり(定額)	
加算額(※)	各5万円/1人当たり(定額)	

申請は、出向元企業です。出向先で負担する賃金も、出向元が申請し、出向先に直接振り込まれます。一人の従業員に対して12,000円が上限で、賃金の負担割合によって助成金も案分します。

出向社員が使うOA機器、制服なども、初期経費として申請出来ます(表2)。

一定の要件に該当する必要がありますので、ご興味のある方は一度ご相談下さい。

3. 事業再構築補助金...企業の思い切った事業再構築を支援。支給額は上限1億円。建築費用も対象です。売上の減少などの要件があります。詳細公募要領は3月に公表される予定です。

応募は専用の電子申請のみとなりそうです。申請を検討される場合は、GビズIDプライムを早めに取得しておくといでしょう。

**サービス業**  
**高齢者向けデイサービス**  
 →一部事業を他社に譲渡。  
**病院向けの給食、事務等の受託サービス**を新規に開始。

**運輸業**  
**タクシー事業**  
 →新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、**食料等の宅配サービス**を開始。

**飲食業**  
**弁当販売**  
 →新規に**高齢者向けの食事宅配事業**を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。

事業計画を作成し、認定を受ける必要があります。採択率は未知数ですが、予算は**1兆円超!**

**補助対象経費の例**

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費(加工、設計等)、研修費(教育訓練費等)、技術導入費(知的財産権導入に係る経費)、広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)等  
 【注】補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

※公募開始は3月となる見込みです。

担当課 中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課  
 03-3501-1816

きりん事務所でも、情報を映像でお届けできる事業展開を目指して応募してみようかと検討中です(^^)／

## 重要改正 施行済

### 子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得 令和3年1月からスタート

改正育児・介護休業法施行規則及び改正指針により、令和3年1月から、子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得を可能とする規定が施行されました。そのポイントを確認しておきましょう。

…子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得が可能に！ そのポイント…（厚生労働省のリーフレットより）

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"><li>・半日単位での取得が可能</li><li>・1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・時間単位での取得が可能</li><li>・全ての労働者が取得できる</li></ul>

➡ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。

➡ 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。

- ・法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
- ・既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

(注) いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中で再び戻ること指します。

★1日の所定労働時間が7.5時間の場合、1時間単位で取得できる時間数は8時間というように1時間未満は1時間に切り上げなければなりません。また、年次有給休暇のように会社には時季変更権がなく、労働者の申し出のとおりを取得させなければなりません。

この改正に対応するためには、就業規則（育児・介護休業規程）の改訂が必要となりますが、改訂がお済みでない場合はご相談ください。

なお、時間単位の子の看護休暇・介護休暇について、一定の者をその対象から除外できるケースもあります。そのような内容も含めて、アドバイスさせていただきます。

就業規則の改定が必要です。きりん事務所にて作成の育児介護休業規程に沿った新旧対照表をご提供しております。ご希望の方はご連絡下さい。

## お知らせ 1

### テレワークにかかる経費負担は、源泉税非課税

国税庁は、在宅勤務にかかる費用負担等に関するFAQを公表しています。内容の一部をご紹介します。詳細は国税庁のホームページにてご確認ください。

- [問1] 従業員に在宅勤務手当を支給した場合は、給与として課税する必要はありますか？
- [答え] 在宅勤務に通常必要な費用について、その費用の実費相当額を精算する方法により支給する一定の金銭については、給与として課税する必要はありません。

## お知らせ 2

### 国民年金保険料の前納制度について

国民年金前納制度が、大変お得だという事をご紹介します。

定期預金に40万円預けて、年利0.5%の場合、税金が引かれて残るのは1,600円。  
国民年金2年分(16,610円×24=398,640円)これを前納すると、15,850円も割引になります。

40万円銀行に預けて、毎月国民年金を払うのは勿体ないですね。国民年金の割引が最大になるのは2年前納の口座振替(クレジットカードも可)です。前納の申込期限は2月末日となっておりますのでお早めに！

### 遺族（補償）年金について

1月号にてご紹介した遺族（補償）年金について、今月は給付の内容をお伝えいたします。遺族の人数に応じて以下の通りとなります。(亡くなった当時の平均賃金を10,000円と仮定)

年金として

遺族1人・・・1,530,000円/年 遺族2人・・・2,010,000円/年  
遺族3人・・・2,230,000円/年 遺族4人・・・2,450,000円/年

一時金として

3,000,000円

上記の年金のほか、賞与があった場合は、賞与金額に応じて特別年金が加算されます。

今月の  
実務チェック  
ポイント



### ◆偉人の名言◆◆正射必中～正しく射れば必ず当たる◆◆

「的に当てよう」とするのではなく、「正しく射る」ことに集中することが大切。ゴディバのCEOジェローム・シュシャン氏は、30年間続けている弓道のこの精神をビジネスにも取り入れ、7年間で売上を3倍に伸ばしたそうです。「売上」ばかりに気を取られず、「正しいこと」に集中する。そうすれば自然と結果がついてくるという考え方です。ゴディバにとっての“正射”とは。自社にとっての正射をしっかりと社員に示しているか。そんなところも重要な鍵になりそうですね。